

## 10 印 紙 税

## (1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
	千円	人
税 印 押 な つ (第9条関係)	810	29
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)	548,149	1,050
書 式 表 示 (第11条関係)	1,263,429	2,303
預金通帳の一定時納付によるもの (第12条関係)	1,954,015	24
<b>計</b>	<b>3,766,403</b>	<b>3,406</b>
充 当 税 額	6,567	-
差 引 計	3,759,836	-
加 算 税	過 少 申 告	241
	無 申 告	151
	重	0
過 総 税	159,651	796 件
還 付 金 額	30,077	-
印 紙 税 納 付 計 器	設 置 者 数	348 人
	設 置 台 数	484 台

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税実績を示したものである。

(注) 印紙税は、原則として証書・通帳に相当する印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時的に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。この場合、課税物件に所定の書式を表示するのを書式表示といい、税印の押なつを受けることを税印押なつという。